

平成27年 8 月26日

平成27年度

第 1 回大田区総合教育会議会議録

大田区役所 総務部総務課

○松原区長

それでは、時間になりましたので、ただいまから、平成27年度第1回大田区総合教育会議を開会させていただきます。

私は、大田区長の松原忠義でございます。議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

本日の会議につきましては、会議録作成のため、録音をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○川上総務課長

総務課長の川上でございます。

本日、傍聴希望者が2名おります。

○松原区長

わかりました。

総合教育会議につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、原則、公開とすることとされております。また、会議の運営に関し、必要な事項は総合教育会議が定めることとされており、傍聴に関する規定もこれに含まれます。本日は、傍聴規定の審議を予定しておりますが、傍聴希望者がいることから、まず、この規定の審議をしたいと思ひます。それでよろしいですか。

(「はい」との声あり)

○松原区長

それでは、総合教育会議傍聴要領の審議を行います。お手元の資料3を御覧いただきたいと思ひます。

「大田区総合教育会議傍聴要領(案)」について、事務局より説明をさせます。

○川上総務課長

総務課長、川上でございます。

今、御案内の資料3の「大田区総合教育会議傍聴要領(案)」を御覧いただきたいと思ひます。

第1条は、趣旨でございます。当会議の傍聴に関しまして、必要な事項を定めるものとしております。

第2条は、傍聴の手続でございます。会議を傍聴しようとする者は、傍聴申込書を区長に提出し、傍聴券の交付を受けなければならないとしております。本日、既にそのような形をとらせていただいております。

第3条で、傍聴できない者としまして、6項目を具体的に記載しております。

第4条で、会議を開催する会場の制約がございまして、傍聴する者の数を制限しております。定数を超えた場合には、抽せんにより傍聴人を決定する旨、定めております。

第5条で、傍聴人の禁止事項を定めております。

第6条で、撮影、録音等について定めております。傍聴席において、写真、映画等を撮影し、または録音等をしてはならないとしております。ただし、会議において許可を得た

場合には、この限りではないとしております。

第7条で、傍聴人は係員の指示に従わなければならないこと、第8条、9条で、傍聴人がこの要領の規定に違反し、区長が退場を命じたときには、傍聴人は速やかに退場しなければならないという内容を定めております。

第10条では、その他会議の傍聴に必要な事項は、会議で定めることといたしました。最後になりますが、傍聴申込書及び傍聴券の様式を添付させていただいております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○松原区長

ただいま、事務局から傍聴要領について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問等がありますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○松原区長

それでは、原案どおり決定をさせていただきたいと思えます。

それでは、ただいま決定いたしました大田区総合教育会議傍聴要領に基づき、本日の傍聴希望者に対しては、許可いたしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○松原区長

また、途中からの入場についても許可したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

○松原区長

なお、ケーブルテレビのJ：COMより、カメラでの撮影の申し込みがされております。この傍聴要領第6条で、撮影及び録音等の禁止を定めておりますが、会議の許可を得た場合は、この限りではないと規定しております。本件につきましては、申し出を不許可とする理由もないと考えられますので、撮影を許可することにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○松原区長

それでは、傍聴及びJ：COMの撮影を許可することといたします。

(傍聴者入室)

○松原区長

それでは、傍聴人の方に申し添えます。議場における言動に対して、批評を加え、または拍手、その他の方法により、公然と可否を表明することを禁止をいたします。御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、私から御挨拶を申し上げます。

本日、第1回総合教育会議を招集申し上げましたところ、お忙しい中にもかかわらず、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、尾形委員長をはじめ、委員の皆様方には、平素より大田区の教育の充実に御尽力をいただいておりますとともに、区政にも御理解と御協力をいただき、心から御礼を申し上げます。

今年の夏は、猛暑日の連続日数の更新や熱中症の多発など、猛暑に関する報道が後を絶たないところでございました。皆さんも御自身の活動もさることながら、教育委員としての職務を果たされる中で、体調管理にはいろいろと気をつけながら過ごされたものと思います。お盆を過ぎまして、過ごしやすい日もありますが、まだ残暑が厳しい日もあるかと存じます。寒暖の差にお気をつけていただき、お体を十分に御自愛の上に、これからも教育行政の推進をお願いいたしたいと思っております。

私は、この春の選挙で、多くの区民の皆様より御支援をいただき、引き続き区政をお預かりすることとなりました。このたびの選挙では、「ともにつくりたい 魅力的で住み続けたい おおた」の実現に向けて、区民の皆様には10の約束を掲げさせていただきました。その約束のうちの一つでは、安心して子どもを産み育て、学びやすく、夢と希望の持てる子育て施策の強化に取り組むこととしております。子育ての中でも、区の教育委員会がかかわる幼児教育、義務教育の分野は、子どもたちの心身の発達、人格の形成に重要な時期を支援する非常に大事な取り組みでございます。現在の教育においては、グローバル化やICTの進展など、新たな社会状況の変化を踏まえ、どの時代にも求められる子どもたちの生きる力をいかに育成するかといった課題やいじめや子どもを狙った犯罪など、子どもたちの生命、身体を脅かしかねない課題や不登校や子どもの貧困など、子どもの健全な成長にとって障害となり得る課題、障害のある子どもの個に応じた能力の伸長など、実に多くの課題があると認識をしております。

このような課題に対しまして、区長部局と教育委員会が連携し、それぞれの立場を生かして解決にあたるなど、区が一丸となって、大田の子どもたちを支援することが重要であると思っております。私自身、決意も新たに、委員の皆様とともに、大田区の教育の充実をはじめ、次代を担う子どもたちのために、力を尽くしてまいりたいと思っております。

さて、このたびの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、区長と教育委員会が協議・調整する場として、この総合教育会議が設置されることになり、教育に関する総合的な施策の大綱の策定、重点的に講ずべき施策や児童・生徒等の生命・身体保護等、緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整を行うこととなりました。

これまで、区長部局と教育委員会は十二分に連携をしましてまいりましたが、今回の改正によりまして、区長部局と教育委員会の連携がさらに深まり、大田区の教育行政をさらに充実したものにしていかなければならないと思っております。

本日は、会議の運営に関する部分を協議させていただき、続いて、大田区教育大綱の策定に向け、委員の皆様と意見交換をさせていただきたいと思っております。当会場の場で、皆様より忌憚のない御意見をいただき、大田区の教育のますますの充実・発展に向け、具体的な方策を話し合えれば幸いです。

長期間に及んだ夏休みも残すところわずかとなりました。2学期の開始を目前に控え、学校をはじめ、教育委員会では、新学期の開始に向け、準備に余念がないと思っております。この春に入学した1年生も学校環境になれて、より活発な行動が見られるようになりますし、中学校3年生は進路を検討する大事な時期を迎えます。また、この夏を挟んでの子どもたちの変化など、子どもたち一人一人の個性と能力に向き合い、子どもたちの可能性を伸ばしていただけたらと思っております。

教育は、一人一人の子どもたちに生きる力を身につけさせ、豊かな人生を歩ませる基礎

をつくる仕事でございますが、これはすなわち地域の未来をつくるということでもあると思います。日ごろからの連携はもとより、この総合教育会議でも、大田の教育の現状と課題を共有し、大田区の教育を委員の皆様とともに考えてまいりたいと思います。そして、我々の連携が大田区の未来を担う子どもたちの健やかな成長につながるものと期待いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続きまして、教育委員会を代表して、尾形教育委員会委員長より御挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○尾形教育委員長

教育委員会委員長の尾形でございます。よろしくお願い申し上げます。

教育委員会を代表して一言御挨拶申し上げます。

松原区長におかれましては、日ごろより、教育行政を温かく見守っていただき、心よりお礼申し上げます。ただいま、この総合教育会議の開催にあたり、松原区長より御挨拶を賜り、教育に対する期待、思いをお話いただきました。ありがとうございました。

本日、第1回総合教育会議が開催されましたことは、区長と教育委員会との新たな連携の形となり、まさにその第一歩を踏み出したものと思っております。大変喜ばしいことと感じております。これまでも、区長と教育委員会は、共通の目的のもとに、教育の向上に努力してまいりましたが、このたびの制度改正を機に、その連携をさらに深め、ますます大田区の教育行政の充実が図られるものと期待しております。

さて、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催により、大田区においても、今後一層、国際交流の機会が増えるものと思われまゝす。教育委員会では、外国語活動を小学校低学年まで拡大したり、区立小学校5年生の全ての学級から2名ずつ参加し、日帰りで留学を疑似体験するイングリッシュキャンプの実施など、国際化の進展を見据えた外国語コミュニケーション能力の向上に取り組んでいます。これらの取り組みをはじめ、日ごろの教育を通じて、地域の原動力となる国際性豊かな人材を輩出する教育を目指すとともに、「国際都市おおた」の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

教育の推進にあたり、松原区長には、今後も一層の御支援をお願いし、御挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願ひいたします。

○松原区長

どうもありがとうございました。

それでは、各教育委員の皆様から自己紹介をお願いいたしたいと思ひます。最初に、芳賀教育委員会委員長職務代理者からお願いをいたします。

○芳賀教育委員長職務代理者

芳賀でございます。

今日は、雨が降って残念だったのですが、昨日は嶺町小学校の朝のラジオ体操会に行つてまいりました。保護者の方もたくさんお手伝いいただき、それよりも何よりも子どもたちがいっぱい来てくれて、早寝早起きができている子がたくさんいるということ

で、ちょっと安心いたしました。

長い夏休みの後、9月から学校が始まるわけですが、子どもにはある種プレッシャーもあるのかもしれませんが。去年は、残念ながら夏休み明けに非常に痛ましい残念な事故も起きました。子どもたちが安心して勉学なり育っていくように、御家庭と学校と地域と一緒に、気を配っていかなければいけないと思うし、気を配っていただきたいと、そのように思っております。

○松原区長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、鈴木教育委員からよろしく願いいたします。

○鈴木教育委員

鈴木でございます。よろしくどうぞお願いを申し上げます。

今、芳賀委員から御挨拶がございましたが、私は昨今、子どもたちの小中学校に関する人権作文について、様々なところで活動をいたしております。今後についても、いじめの問題ですとか、今、教育の中では、様々な教育環境について非常に心配をしているところでございます。そんなことも含めて、行政、家庭並びに保護者も含めた中で、子どもたちの情操を豊かにし、また、学力のみならず、人とのコミュニケーションをたくさん広めていきたいなど、このように考えております。何事も課題、問題が多うございますけれども、全てを真摯に受けとめて、ともに連携をしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○松原区長

どうもありがとうございました。

それでは、最後になりましたけれども、津村教育長からよろしく願いいたします。

○津村教育長

教育長の津村でございます。

今日、第1回を迎えるこの総合教育会議でございますけれども、この場で、教育をめぐる様々な課題、先ほど区長の御挨拶にもございましたけれども、たくさんの課題がございます。そういったものにつきまして、区長を交えて、率直な意見交換を行って、次代を担う大田の子どもたちが元気で生き生きと成長できるように、力を尽くしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○松原区長

どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は、横川教育委員、藤崎教育委員が所用のために欠席でございます。

続きまして、本日、同席をしております区の職員に自己紹介をさせます。各自自己紹介をよろしくお願い致します。

○田中総務部長

おはようございます。総務部長の田中でございます。事務局を担当させていただきます。よろしくお願いたします。

○松本教育総務部長

教育総務部長の松本でございます。同じく事務局を担当させていただきます。

○川上総務課長

総務課長の川上でございます。事務局を担当させていただきます。よろしくお願いたします。

○水井教育総務課長

教育総務課長の水井です。どうぞよろしくお願いたします。

○森岡学務課長

学務課長の森岡でございます。よろしくお願いたします。

○菅野指導課長

指導課長並びに幼児教育センター所長を兼務しております菅野でございます。よろしくお願いたします。

○松原区長

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

お手元の次第に沿って、進めさせていただきます。

事務局より、資料1、「大田区総合教育会議運営要綱（案）」、資料2、「大田区総合教育会議連絡会議設置要綱（案）」を説明させます。

○川上総務課長

それでは、私のほうから総合教育会議について御説明させていただきます。

総合教育会議につきましては、平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されまして、自治体の長と教育委員会が円滑に意識の疎通を図り、連携して教育行政を推進するために、設置が義務づけられたものでございます。

お手元の資料を御覧ください。こちらは「大田区総合教育会議運営要綱（案）」でございます。

第1条は趣旨についてでございます。今、申し上げたような内容が記載されております。

第2条につきましては、この教育会議の事務の調整及び協議の定義について規定してございます。

第3条は、構成員及び目的につきましてでございます。構成員は、冒頭で御挨拶いただきました区長及び教育委員会をもって構成をすると規定しております。この会議は、第1に大綱の策定に関する協議について、第2に教育を行うための諸条件の整備その他の地域

の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策について、第3に児童・生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、または、まさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置について、協議・調整を行うことを規定しております。

第4条は、会議は区長が招集すること、また、教育委員会は、協議する必要があるときは、区長に対して、会議の招集を請求することができることを規定しております。

第5条は、緊急に協議及び調整が必要な場合には、区長及び教育長のみの出席によりまして、会議を開催することができることを規定しております。

第6条は、会議は公開とすること、ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、または、会議の公正が著しく害されるおそれがあると認められたとき、その他、公益上必要があると認められるときにつきましては、非公開とする規定でございます。

第7条は、会議は、必要があると認めるとき、関係者または学術経験者の出席を求め、意見を聞くことができることを規定しております。

第8条は会議録の作成及び公表について、第9条は傍聴について、規定しております。本日の会議の冒頭で皆様にお諮りし、「大田区総合教育会議傍聴要領」を御承認いただきました。

第10条は、議場内での規律につきまして、第11条は、この要綱に疑義が生じたときは、会議に諮ること、第12条は、会議の事務局を総務部総務課に置くことを規定しております。

次に、資料2でございます。「大田区総合教育会議連絡会議設置要綱（案）」は、大田区総合教育会議の開催にあたりまして、事務レベルで、区及び教育委員会相互の事前調整を行うために設置する連絡会議に関する規定でございます。原則といたしまして、大田区総合教育会議の開会の日10日前までに開催し、会議に付議する事項について決定することとしております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○松原区長

ただいま、事務局から運営要綱及び連絡会議設置要綱について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問等がありますか。

○尾形教育委員長

大田区総合教育会議運営要綱をよく読ませていただいたのですが、私はこの要綱は本当によくできているなと思いました。特に緊急時の開催について、項目が入っております。やはりスピード感を持って対応するということが大事かなと思いました。

○松原区長

ありがとうございます。

そのほかに、よろしゅうございますか。

（「なし」との声あり）

○松原区長

それでは、原案どおりに決定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○松原区長

それでは、原案どおり決定をさせていただきます。今後は、要綱等に基づいて、進めてまいりたいと思います。

第8条第2項において、議事録署名者は、私のほかに委員の中から会議において決定した者が署名しなければならないとされておりますが、本日の会議の議事録署名者は尾形教育委員会委員長に決定をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○松原区長

それでは、尾形教育委員会委員長を議事録署名者といたしたいと思います。

それでは、引き続きまして、「大田区教育大綱」について、事務局より説明をさせていただきます。

○川上総務課長

それでは、引き続きまして、資料4、「教育大綱について」でございます。資料を御覧いただきたいと思います。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する法律で、大綱の策定が義務づけられております。第1条の3で、大綱を定めることが規定されております。地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めると規定しております。第2項、第3項では大綱を定め、または、変更しようとするときは、総合教育会議において協議すること、遅滞なく公表することとされております。第4項では、地方公共団体の長に対し、第21条に規定されております教育会議の職務権限の事務を管理し、または執行する権限を与えるものと解釈してはならないと規定しております。大綱が対象とする期間について、法律で定めておりませんが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることなどを鑑みまして、4年から5年程度を想定しているものでございます。

次に、大綱の基本的な考えでございます。平成26年7月17日付文部科学省初等中等教育局長通知によりますと、地方公共団体の長に策定を義務づけることにより、地域住民の意向により一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしております。目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないとしております。

大綱の主たる記載事項につきましては、各地方公共団体の判断に委ねられておりますが、学校の耐震化、統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育、保育の充実と予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針を記載することができます。

大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされております。ただし、地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画、その他の計画が定められている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けられると考えられるこ

とから、地方公共団体の長が総合教育会議において、教育委員会と協議・調整し、その計画をもって大綱にかえることができるとしております。

大田区におきましては、大田区教育振興プラン2014が教育振興基本計画にあたるものでございます。そして、地方公共団体の長が教育委員会と調整がついた事項を大綱に記載した場合には、地方公共団体の長及び教育委員会の双方に尊重義務が課せられることとされております。

大綱に関する考えについての説明は以上でございます。

○松原区長

ただいまの説明について、何か御意見ございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○松原区長

よろしければ、続きまして、今の説明の中にありました大田区における教育振興計画にあたります「おおた教育振興プラン2014」の基本的な考え方を水井教育総務課長に説明をさせていただきたいと思っております。お願いいたします。

○水井教育総務課長

それでは、私から説明させていただきます。

お手元にお配りいたしました資料5、「おおた教育振興プラン2014」の概要版を御覧ください。おめくりいただきますと、3ページに体系図が載っておりますので、これに沿って、説明させていただきたいと思っております。

大田区教育委員会では、大田区基本構想に掲げる区の将来像である「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市おおた」の実現を目指すとともに、大田区教育委員会の教育目標である「意欲を持って自ら学び、考え、行動する人」、「思いやりと規範意識を持ち、社会の一員としての役割を果たす人」、「自らの可能性を伸ばし、未来を拓き地域を支える人」、このような人材の育成に向けた教育を行うため、「おおた教育振興プラン2014」を策定しております。この「プラン2014」は、「おおた未来プラン10年（後期）」の分野別個別計画であるとともに、教育基本法第17条第2項に基づき、地方公共団体が策定する教育振興基本計画としての性格をあわせ持つものでございます。

「プラン2014」では、大田区の教育施策の推進について、重視する考え方を基本的視点として設定いたしました。この視点は、この体系図の一番左のところに縦に並べております。一つ目として、「知・徳・体」のバランスのとれた生きる力を育成する。2番目といたしまして、意欲あふれる学びの場や学びの機会をつくる。3番目に、未来の可能性を伸ばしていけるように、一人一人に向き合う。4番目として、地域力を育み、地域と連携・協働するの4点でございます。そして、この視点をもとに、六つの行動計画、アクションプランを定めています。これがこの中央部に記載してございます。

このアクションプランは大きく二つのグループに分けられます。一つは、学校における指導内容の充実のための行動計画で、学力向上アクションプラン、豊かな心を育むアクションプラン、体力向上アクションプランの三つのアクションプランで構成をしております。それぞれのアクションプランは、知・徳・体の観点に基づくものでございます。もう一つ

は、主に環境の整備、機会の拡大という視点で、学校、家庭と地域、生涯学習とスポーツといった側面から行動計画を定めています。主に学校における環境整備に着目した、教育環境向上アクションプラン、子どもの教育について家庭や地域の活動に着目した家庭・地域の教育力向上アクションプラン、そして、大人も含めた生涯教育の環境整備に着目した、地域力育成アクションプランでございます。

「プラン2014」は、以上の四つの基本的な視点と六つのアクションプランにより構成しております。

それでは、ここで個別にもう少し掘り下げて説明をさせていただきます。

もう一度、この基本的な視点のところに戻りますけれども、まず一つ目の「知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育成する」につきましては、学校教育の基本である学習を推進していくという視点がまずございます。一方で、現代の子どもは、人と人とのかわりが希薄になり、結果として自立性や規範意識、人間関係を形成する力が欠如しがちとなっております。また、今の子どもは運動の機会や時間が減少し、体力増進にも課題があります。知・徳・体の力が人としての生きる力の根本であり、これらのバランスのとれた成長が何よりも重要であるとの考えで、この視点を設定しております。

二つ目の「意欲あふれる学びの場や学びの機会をつくる」でございますけれども、生きる力を育てていくためには、学びの場や学びの機会が充実していることが前提です。しかし、そこに意欲が存在しなくては、教育の成果は期待できません。学びを充実させるためには、学ぶことが楽しいと感じさせることが大切であり、楽しさを感じることで、さらに意欲を持って学ぶことが可能になる、そのようなサイクルが学びを深め、学びの質の向上につながってまいります。

三つ目は、「未来の可能性を伸ばしていけるように一人ひとりに向き合う」でございます。一人一人の個性や能力が尊重されることによって、人は自己肯定感を高めることができ、自らの個性や能力をさらに伸ばそうとする意欲にもつながります。そのためには、教育者が、相手を深く理解することが何よりも重要ということの考え方から、この視点を設定しております。

四つ目が、「地域力を育み、地域と連携・協働する」でございます。区民一人一人の力を源として、家庭や地域、様々な関係団体の連携・協働によって生み出される地域力は、多様な地域の課題を解決し、魅力ある地域を創造する力となるものです。区民が主体となって、それぞれの学習成果を生かしたり、経験のある人材の活用を図るなど、学び合いの場や機会を広げることで、区民同士の新たな交流が生まれ、人と人とのつながりをつくり出します。これが地域力のさらなる向上につながってまいります。地域力の育成から連携・協働のサイクルを繰り返し、地域力がより高まる地域社会となるよう支援することが重要ということで、この視点を定めているものでございます。

続いて、中央の六つのアクションプランの概要について説明をいたします。先に述べた基本的視点を踏まえ、具体的に推進していく施策を分野別にまとめたものがアクションプランでございます。それぞれのアクションプランごとに、今後5年間の各施策の目標を数値化し、成果がわかりやすくなるよう、配慮をしております。

一つ目の「学力向上アクションプラン」ですが、子どもたちの未来への希望を支える確かな学力の定着を図り、思考力、判断力、表現力を培い、生涯にわたって学び続ける意欲

と問題解決能力を養ってまいります。そのために、大田区学習効果測定の実施、生徒一人一人の学習カルテの作成や学習相談などを活用した子どもたち一人一人の習熟度に合わせた指導の推進、理科教育や国際理解教育の推進などを施策化しております。

二つ目は、「豊かな心を育むアクションプラン」でございます。就学前教育から中学校教育までを通し、各発達段階に応じた達成感、自律性、規範意識、人間関係形成能力を育成し、大田区の子どもたちが自己肯定感・自己決定力を育み、未来への希望に満ちた豊かな心を養えるよう支援をしてまいります。このアクションプランでは、道徳教育の充実、メンタルヘルスチェックの実施、いじめ防止や不登校への対応、体験学習の推進などの施策を掲げております。

三つ目は、「体力向上アクションプラン」でございます。たくましく生きるための健康・体力づくり等、人間の活動の源であり、意欲・気力とも深くかかわっている体力の向上を推進してまいります。また、身体の成長に大きくかわる食育の推進や基本的な生活習慣の確立など、家庭における教育を支援してまいります。このアクションプランでの取り組みとしては、校内の体力向上推進委員会の設置、小学校駅伝大会の実施、一校一取り組み運動、一学級一実践の取り組みの実施、部活動の推進などを施策化しております。

四つ目は、「教育環境向上アクションプラン」でございます。子どもたちのよりよい学びを支え、教員の指導力のさらなる向上を図るとともに、子どもたちが安全・安心な環境で伸び伸びと学ぶことができるよう、施設の整備や講師・支援員の配置など、学校サポート体制を充実し、教育を支える環境の整備・充実を図ってまいります。このアクションプランでの取り組みとしては、教員への研修の実施、ICT活用の検討、特別支援教育の推進、学校施設の改築などの施策を挙げております。

五つ目は、「家庭・地域の教育力向上アクションプラン」でございます。家庭、地域及び学校がそれぞれの役割と責任を自覚し、連携強化を図り、地域の人々とともに地域ぐるみで子どもたちを育てていけるよう、人材育成や支援に取り組んでまいります。また、学校支援地域本部の活動を活性化させ、地域力を活用した学校サポート体制の充実を推進してまいります。このアクションプランでの取り組みとしては、家庭・地域の教育力向上支援事業、学校支援地域本部の充実、放課後ひろば事業の推進などでございます。

最後は、「地域力育成アクションプラン」でございます。区民が気軽に身近な地域で学習に取り組める環境を整え、人と人が交流し学び合える仕組みづくりを目指しております。また、学習の成果を生かし、主体的に生涯学習や地域活動を進めていく支え合いの地域づくりを進めていくこととしております。このアクションプランでの取り組みとしては、生涯学習リーダーの育成、図書館サービスの充実、スポーツに関することなどでございます。

今年度の組織改正により、生涯学習や区民スポーツに関しては教育委員会の手を離れましたが、教育委員会では、それらを除く各施策を着実に遂行し、大田区の教育の充実を図っているところです。また、生涯学習やスポーツに関しては、区長部局において実施されておりますけれども、このプランにのっとり、事業展開をお願いしているところでございます。

私からの説明は、以上でございます。

○松原区長

ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御意見等ございますか。よろしゅうございますか。

(「なし」との声あり)

○松原区長

それでは、今回は第1回ということでしたので、今後の会議の運営について、主に協議をさせていただいたところでございます。次回の教育総合会議につきましては、具体的な内容の協議に入って、大田区教育大綱(案)についてお示しできればというふうに考えております。

それでは、ちょっと私のほうから発言をさせていただきたいと思っております。

大綱策定とは別の話になりますけれども、皆さん、新聞等で今、御覧いただいておりますが、大阪府の寝屋川市で中学生二人が遺体で発見されるという大変痛ましい事件が発生しております。この事件では、防犯カメラの映像が容疑者逮捕に大きな力を発揮いたしました。被害に遭った生徒の姿や容疑者の車の映像は何度もテレビで放映され、防犯カメラの力が世間に広く知れ渡る機会となっております。亡くなられました子どもさんは戻ってはきませんが、防犯カメラの力が広く知れ渡ることで、防犯カメラの犯罪抑止力が高まっていると思っております。

区におきましては、防犯カメラについて、自治会・町会や商店街への経費助成等を行っております。教育委員会におきましても、昨年度から5年計画になりますが、全ての区立小学校の通学路に防犯カメラを設置する事業を進めていますが、子どもたちの安全のために、さらに力を入れていく必要があると考えております。

また、大田区は5年計画で約2万1,000灯の街路灯のLED化を進めており、少しでも犯罪が起こらない、巻き込まれないようにする対策をとっているところでございます。

ということで、こちらについて、本当に痛ましい事件でございますが、少しでも防いでまいりたいと思っております。また、夏休み等々で、特に公園で事故があったり、また、犯罪に巻き込まれやすいということもありますので、公園にも十分気配りをしながら、区としては、防犯対策にしっかり取り組んでまいります。

私からは、以上、申し添えをさせていただきます。

何かそのほかに委員の皆さん方からお話はございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○松原区長

ないようでございますので、それでは、本日の会議は、これをもちまして、閉会とさせていただきます。

次回の日程は、改めて調整の上にお知らせをいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

どうも本日はありがとうございました。

(午前10時55分閉会)